

委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第 2
- 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（令和 3 年 1 1 月）一部改正（令和 6 年 4 月 1 日）」（三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧）を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書（令和 3 年 1 1 月）に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
 - 4 三重県業務委託共通仕様書第 1 編 1－1 1－3 に基づき、契約金額 1 0 0 万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）へ登録し、「AGRIS 登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第 3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 2 8 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務、地質・土質調査条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	☐ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和5年11月制定 ☒ 単価適用日 令和6年4月1日制定【令和6年5月1日一部改訂】
イ 適用図書	☒ 委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和6年4月1日） ☐ 三重県公共工事共通仕様書（三重県） 令和2年8月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和5年11月） ☐ 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】 ☒ その他（大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、 令和元年度大規模盛土造成地防災検討会報告、 人工改変地形データ抽出のための手順書）
ウ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ その他（地盤調査については、現地調査を踏まえ、調査箇所を選定し業務計画を作成し提出すること。）
エ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☒ その他（ 本業務における成果物の提出は、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託(第二次スクリーニング) 特記仕様書によるものとする。）
オ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☒ その他（現地調査着手前に、回覧等により地域自治会への周知が必要となります。）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市
令和5年6月

特記仕様書（設計業務、地質・土質調査条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 管理技術者の要件	管理技術者は、（☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （☒ 建設部門 土質及び基礎 科目） （☒ 応用理学部門 地質 科目） ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （☒ 地質部門又は土質及び基礎部門、☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者のその他要件	☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）
キ 照査技術者	☐ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （☒ 建設部門 土質及び基礎 科目） （☒ 応用理学部門 地質 科目） ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （☒ 地質部門又は土質及び基礎部門） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ）
照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☒ その他（大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、令和元年度大規模盛土造成地防災検討会報告、人工改変地形データ抽出のための手順書）
ク 打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。
ケ 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （大規模盛土造成地変動予測調査業務委託(第二次スクリーニング)特記仕様書による。)
コ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 （ ）
サ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ☒ その他（ 別途特記仕様書記載内容において業務を実施すること。）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市
令和5年6月

大規模盛土造成地変動予測調査業務委託（第二次スクリーニング） 特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、「大規模盛土造成地変動予測調査業務委託（第二次スクリーニング）」について適用する。

第2条 目的

本業務は、国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（平成27年5月）及び令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会報告（令和2年3月公表 国土交通省）に基づき、令和3年度に行った「大規模盛土造成地変動予測調査業務委託（第二次スクリーニング計画の作成）」の成果を資料とし、優先度の高いと評価された大規模盛土造成地について、第二次スクリーニング調査を行い当該造成地の安全性を確認することを目的とする。

第3条 通則

受注者は、業務の着手にあたり、監督員（設計業務等委託契約書の条項第9条に規定する監督員をいう。以下同じ。）と詳細にわたる協議を行い承諾を受けた後、作業を進めるものとする。

また、受注者は作業中においても監督員と適宜打合せを行い、疑義が生じた場合は監督員の指示を受けるものとする。

なお、受注者は、この打合せを行った際、その都度打合せ記録を作成し、監督員の確認を受けるものとする。

第4条 準拠図書

本業務は、本仕様書のほか、三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）一部改正（令和6年4月1日）（以下「共通仕様書」という。）、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月 国土交通省）、令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会報告（令和2年3月公表 国土交通省）、盛土等防災マニュアルの解説（国土交通省 令和5年5月）に準拠するものとする。

第5条 提出書類

設計業務等委託契約書の条項及び共通仕様書に定めるもののほか、必要に応じ以下のものを提出するものとする。

- ・打合せ記録
- ・その他、監督員が指示するもの

第6条 調査箇所

本業務の調査対象は下記とする。

- ・四日市市内の大規模盛土造成地4箇所（坂部台二丁目、大矢知新町、三滝台四丁目及び川島町、采女が丘五丁目）

第7条 業務内容

1) 第二次スクリーニング

【業務内容】

1) 調査準備

(1) 基礎資料作成および業務計画書作成

過年度成果等を収集整理し、調査における基礎資料の作成を行う。また、三重県業務委託共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、業務着手時の打合せにて内容について発注者の承認を得る。

(2) 事前調査、踏査等

調査対象の大規模盛土造成地について、現地踏査等を行い、調査実施位置について検討を行う。

(3) 関係機関との打合せ協議

ボーリング調査は、基本的に公共施設内での掘削となるが、必要に応じて埋設施設等への影響の有無について関係管理者等と事前に調整し、埋設施設に近接する箇所については、管理者等の立会いや人力掘削による事前確認を行う。

(4) 関係機関協議資料作成

調査位置を設定し、調査深度については、発注者と協議の上決定する。関係機関等に調査計画を示し、必要な協議申請書類等を提出する。

(5) 調査の案内

現地調査の実施に当たり、発注者と調整し、事前に当該住民に調査予定期間と内容の案内を配布する。また、配布に当たり、事前に近隣の権利関係についても把握する。

2) 測量業務

地質解析断面の地形形状を把握するため必要となる下記の測量を実施する。

4級基準点測量、路線測量（中心線測量・仮BM設置測量、縦断測量）

3) 地質調査業務

(1) 機械ボーリングおよび標準貫入試験

ボーリング調査により地層の構成・分布状況を確認する。掘削作業は、標準貫入試験併用のロータリー式コアボーリングを用いて鉛直下向きに行い、掘削孔径はφ66mmとするがサンプリング孔はサンプリング方法に必要な孔径φ116mmとする。また、ボーリング孔を利用し、土の締め具合を示すN値を把握するために標準貫入試験を実施する。尚、現地盤の状況よりボーリング長の変更が必要な場合は事前に協議すること。

(φ66mm 10箇所、φ116mm 7箇所)

(2) オートマチックラムサウンディング試験

ボーリング調査の補完としてオートマチックラムサウンディング試験を実施する。調査深度はボーリング調査結果との地層の連続性を考慮して決定する。

(3) トリプルサンプリング

盛土及び基礎地盤における軟弱層の土質試験用試料を採取する目的でサンプリングを実施する。なお、現時点においてはトリプルサンプリングにて設定しているが、現地の地盤特性に合わせたサンプリング方法にて採取する。

(4) 室内土質試験

調査地に分布する盛土及び軟弱層（沖積層）の強度特性及び地層の土性把握及び地盤定数の算出を目的として室内土質試験を実施する。なお力学的性質試験項目は、現地地盤特性により決定する。

三軸圧縮試験については、CU 試験（間隙水圧測定含む）を行うこと。なお、土質条件により試験の変更を行う場合は、発注者と協議し決定する。

(5) 地下水位観測

ボーリング調査におけるボーリング孔を利用し、自記水位計による地下水位観測を行い、盛土の滑落崩壊の素因となる地下水位の状況を把握する。観測期間は、水位が高い傾向にある時期において6か月間とし、1か月に1回の頻度でデータ回収を行う。ただし、6か月間にみえない場合でも工期1か月前にはデータの回収を行うこと。

地下水位データは、気象庁の降水量データと比較を行い、解析に有効な水位を設定する。なお、地下水位観測孔は、対策工事が必要になった際にも活用できることから、撤去の可否については調査解析結果をもとに発注者と協議し決定する。

(6) 二次元安定解析

地層の構成・分布状況に加え、地層の強度特性及び土性を加味し、地質断面図を作成する。作成した地質断面図において、地盤調査から得られた盛土の強度特性や地下水連続観測結果に基づき、二次元斜面安定解析を実施し、盛土の安定度を判定する。なお、計算に用いる物性値は室内土質試験の結果を使用するものとし、結果がないものについては、N値からの換算もしくは一般値を用いることを原則とする。

(7) 調査解析結果の整理・報告書作成

地盤調査、室内土質試験、地下水観測、二次元安定解析の結果について、取りまとめる。

上記調査解析結果と第一次スクリーニングの差分図、第二次スクリーニング計画の優先度評価等を総合して、大規模盛土造成地の安全性を評価する。

本業務の実施経過等を整理し、造成地の地震時安全性に関する評価結果、対策又は勧告の要否等について、報告書に取りまとめる。また、大規模盛土造成地（宅地）カルテ（ガイドライン様式5）を作成し、併せて概要・総評版カルテについても更新する。

(8) 安全管理

地質調査業務を行うにあたり、周辺自治会及び関係機関と十分協議し、交通安全施設

による安全管理を徹底すること。また、規制を行う際は、交通誘導警備員を適切に配置すること。

(交通誘導警備員の配置人員：ボーリングφ66mmの作業日数(2日/箇所)×1名とする。)

第8条 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書 3部
- ・ 電子データ 2部
- ・ その他必要と認められるもの 1式

本業務完了後であっても発注者の求めがあった場合は、データ等必要な情報を提供しなければならないものとする。

また、上記について発注者が段階確認及び打合せに際して必要な範囲で提出を求めた場合は、業務の履行途中でもそれらに応じるものとする。

本業務の成果物について、納入後に契約不適合が発見された場合は受注者において必要な修正を行うものとする。

業務報告書には、経緯・経過・考察をとりまとめたものの他、現地調査資料・現場写真、室内土質試験結果資料、地下水位観測記録、安定計算資料、大規模盛土造成地(宅地)カルテ(ガイドライン様式5)、概要・総評版カルテ、打合せ議事録をとりまとめることを基本とし、発注者の承認を得る。

第9条 履行期限

本業務の履行期限は、契約の日から令和7年3月17日とする。

第10条 打合せ・協議等

業務打合せは、原則として、初回打合せ、中間打合せ(4回)、成果品納入時の計6回とし、いずれも管理技術者が立ち会うものとする。

受託期間中は、監督員と打合せ、又は協議、進捗状況報告等を行うこと。また、必ず打合せ議事録を作成し、後日、監督員の了解を得ること。なお、必要な協議が生じた場合は、随時行うこととする。

第11条 完了検査

(1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知すること。

(2) 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

(3) 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 完了検査において成果品等に修正等が生じた場合は、相互に確認の上受注者は修正するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。また、業務完了後においても不具合等が生じた場合は、相互で協議の上、受注者はその修正に努め、これに要する費用は受注者の負担

とする。

第12条 支払い方法

本業務の支払い方法については、本業務完了後の完了払いとする。

第13条 資料の貸与

別添に示す貸与可能な資料の他、発注者が所有するものについては、受注者は必要に応じて発注者の承諾を受けて資料を借用することができる。ただし、当該資料を発注者の承諾なく他への公表もしくは貸与してはならない。また、受注者が収集する情報は各提供者から直接受けるものとし、当該授受及び複写等に要する費用は受注者の負担とする。

第14条 成果物の帰属

本業務の成果物の所有権、使用权及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。

受注者は、本業務の成果物を発注者の了承を得ずに公表または貸与してはならない。

また、受注者は成果物に係る著作権人格権を将来にわたって行使しないものとする。

第15条 秘密厳守

受注者は、業務を行う上で知り得た情報の一切を第三者に漏らしてはならない。

第16条 土地への立ち入り等

（1）受注者は、現地踏査等の実施にあたり、当該土地所有者の承諾が必要なときは、発注者と協力し、その承諾を得るものとする。また、身分証明願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとする。また、現地踏査においては腕章を身に付け、身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。

（2）身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを掲示するものとする。また、服装・言動について十分注意を払うものとする。

（3）受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等は、身分証明書を遅滞なく発注者に返却するものとする。

第17条 会計検査時の協力

会計検査実施時には立会い説明等の協力をするものとする。

第18条 その他

（1）この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じた場合には、発注者と協議のうえ対応するものとし、業務を進めるうえで指示を受ける必要のある項目が生じたときは調査し報告しなければならない。

（2）業務を進めるうえで、受注者の不注意により生じた業務外費用及び第三者に及ぼした損

害に要した費用は、受注者の負担とする。

(3) 一部業務の再委託を行う場合には、委託者の承諾を得ること。

別添

＊貸与可能な資料

- 1 令和元年度 大規模盛土造成地調査業務委託 報告書
- 2 令和3年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務委託
(第二次スクリーニング計画の作成) 報告書
- 3 令和5年度 大規模盛土造成変動予測調査業務委託
(第二次スクリーニング) 報告書

注) 貸与先は四日市市開発審査課